

**【関係法令等】**

・**道路交通法**

第90条第1項第2号（免許の拒否等）及び第103条第1項第3号（免許の取消し、停止等）

・**アルコール健康障害対策基本法**

第14条（都道府県アルコール健康障害対策推進計画）及び第19条（アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等）

・**千葉県アルコール健康障害対策推進計画**

第4章 基本的施策

5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

## 具体的対策（案③）

### アルコール・インターロック装置

#### 【目的】

欧米等の諸外国では、飲酒運転対策として、飲酒運転違反者を対象とした「アルコール・インターロック装置（以下「装置」という。）」の装着義務付け等の法制度化がなされている。

日本では、国土交通省において、飲酒運転による交通事故件数を削減する観点から、装置の実用化に向けた検討が行われた結果、平成22年度に「呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針（案）」がとりまとめられた。

また、平成23年に施行された改正貨物自動車運送事業法輸送安全規則により、運輸・交通事業者について点呼時における飲酒検知が義務付けられ、装置が「自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる」機器として明確に位置づけられたことを契機として、運輸業界において、装置の普及が進んでいる。

本県において、飲酒運転根絶を推進する上では、運転者対策は重要な課題であり、装置の有効性や諸外国等の情勢を参考としつつ、本県の運転者対策として、装置の普及に向けた取組を検討する必要がある。

#### 【取組の内容】

##### ○装置の普及に向けた取組

国内におけるアルコール・インターロック装置の普及状況は、運輸業界が中心となるが、装置の有用性については、過去、国土交通省等においても検討されており、諸外国では、主に飲酒運転違反者を対象として装置の装着が義務付けられているなどの情勢があることを踏まえ、装置の普及に向けた広報・啓発等の取組を検討する。

#### 【取組の有効性】

##### ○呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の実用化

日本では、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置について、既に実用化されており、全日本トラック協会が購入補助の助成金の対象とするなどして事業用車両を中心に普及が進んでいる。

※東海電子株式会社の2020年12月末時点の累計出荷実績は、「2,707台」である。

##### ○装置の効果

米国では、装置についての効果が検証されており、複数の論文で15～69%の飲酒運転を抑止するとされ、一つの論文では、飲酒運転を65%防止したと報告している。

（出典：平成21年度常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究報告書、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・財団法人日本自動車研究所）

## ○諸外国の情勢

欧米等の諸外国では、飲酒運転違反者の免許停止処分の代替措置として、アルコール・インターロック装置の装着義務化などの対策が行われている。

また、最近は台湾等アジアでも飲酒運転検挙者への装着義務法制化の動きがでてきている。

## 【取組の課題】

### ○技術的課題

国内で、装置を唯一、製造・販売している東海電子株式会社から、一般への普及に当たっての課題について確認したところ、

①プッシュ式エンジンキー搭載車に対しては、実績が少ない。

②安全性（装置の装着時・復元時）

等の「技術的課題」が判明した。

### ○費用負担等

装置が1台約15万円程度であるほか、定期的な整備費用の負担が生じる。

### ○取組の実効性の担保

国土交通省が示す装置の技術指針では、装置にオーバーライド機能（呼気を吹き込むことなく、他の安全な方法により原動機ロック状態を原動機始動可能状態にする機能）を備えることを技術的要件としているが、運輸・交通事業者については、法令で点呼時における飲酒検知が義務付けられていることから、オーバーライド機能の濫用が抑止されている。

しかしながら、運輸・交通事業者以外への普及に当たっては、オーバーライド機能の濫用抑止や成りすまし防止が課題となるため、取組の実効性を担保する手法として、「法令による車両運転前の飲酒検知の義務付け」などの抑止措置を検討する必要がある。

## 【関係法令等】

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（通達）
- ・呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針（平成24年4月4日策定）

## 【参考事項】

- ・アルコール・インターロック装置の普及に向けた取組の推進については、令和3年6月28日、八街市内において発生した飲酒運転による交通死亡事故の発生を受け、同年7月1日付け、国土交通大臣宛の「要望書」への一項目とした。

## (2) 事業所や飲食店等との更なる協力体制の構築

### ア 事業者の取組

#### **具体的対策（案④）**

#### **飲酒運転根絶宣言の取組の拡充**

##### **【目的】**

飲酒運転による交通事故に係る実態調査の結果、幅広い業種に渡って飲酒運転が行われている実態が明らかとなったことを踏まえ、現在、県警が推進している「飲酒運転根絶宣言」の取組の拡充、すなわち、事業者等が自ら飲酒運転の根絶に向けた取組を推進するための環境づくりを強化する必要がある。

##### **※【県警が推進している「飲酒運転根絶宣言」】**

県警では、県内の各企業・団体と協力し、自ら「飲酒運転根絶宣言」を表明してもらうことで、飲酒運転根絶の取組を広めていく活動を展開しており、宣言を表明した企業等について、県警ホームページに掲載（掲載に理解を得られた企業等に限る）している。

主として、従業員への指導等を依頼しているが、具体的内容は、各企業・団体に委ねており、また、宣言を行う企業等には、飲食店がほとんど含まれていない。

特に、事故当事者の飲酒先に占める飲食店の割合が高いことから、同取組を飲食店にも拡充し、飲食店の規範意識の醸成を図るほか、利用客に対する飲酒運転防止措置の徹底にも努める必要がある。

##### **【取組の内容】**

##### **①飲酒運転根絶宣言の主体の拡充、取組の明確化、登録制度の創設**

県警が推進している「飲酒運転根絶宣言」に係る取組について、主体を飲食店にも拡充するとともに、目的や内容等を明確化した上で、登録制度を創設する。

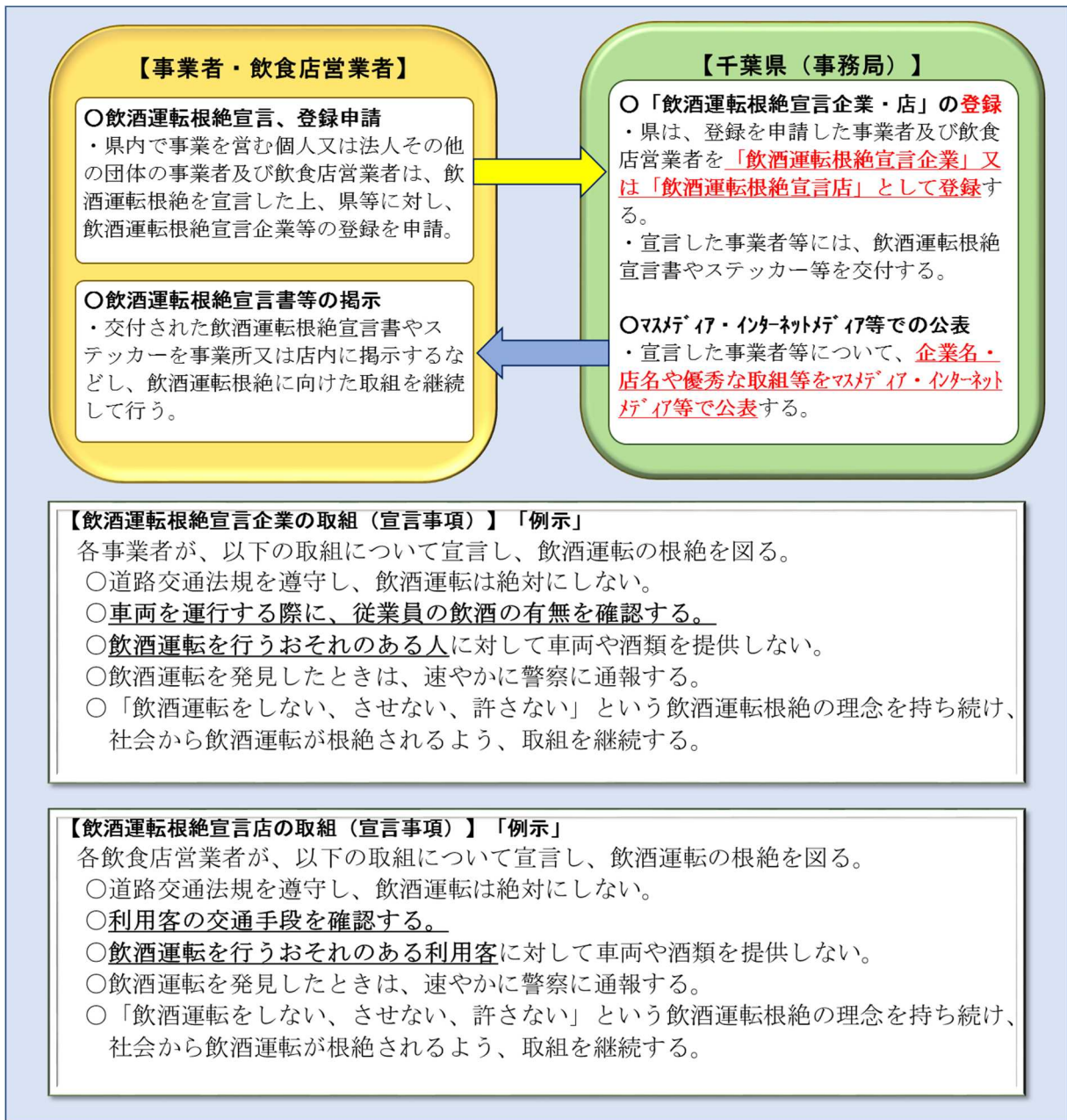
- ・飲酒運転根絶宣言企業（主体：事業者）  
→従業員等を対象として、飲酒運転を根絶するための取組（従業員の飲酒の有無の確認、警察への通報、取組の継続等）を徹底する。
- ・飲酒運転根絶宣言店（飲食店）（主体：酒類を提供する飲食店）  
→従業員等を対象とした取組の徹底に加えて、利用客を対象とした飲酒運転防止措置（利用客の交通手段の確認、飲酒運転を行うおそれのある利用客への酒類提供の禁止等）を徹底する。

##### **②取組を継続するための方策（取組の支援措置）**

取組を継続的に支援するため、

- ・宣言企業・店に対しての定期的な情報発信（メールマガジンの配信等）、広報・啓発物の配布
- ・マスメディア・インターネットメディア等での公表（企業・店名、優秀な取組の紹介）等を併行して進める。

## 【取組の概要（イメージ）】



## 【取組の有効性】

### ○飲酒運転根絶意識の醸成

事業者（飲食店を含む。）が「飲酒運転根絶」を宣言することにより、飲酒運転根絶に向けた取組を主体的に推進することを期待でき、それを通じて、地域社会における飲酒運転根絶意識の醸成を図ることができる。

また、従業員に対する飲酒運転根絶に向けた取組への動機付けになり得る。

### ○取組の継続・活性化

創設を検討する登録制度では、宣言企業・店に対する支援措置（定期的な情報提供、広報・啓発物の配布等）を想定しており、県が事業者等の取組を支援

することで、取組の継続・活性化や拡充を図ることが期待できる。

## 【取組の課題】

### ○取組の根拠の策定

福岡県では、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」により『事業者及び飲食店経営者は飲酒運転の撲滅を宣言し、その対策に取り組むよう努めること』とし、同条例を根拠に事業所等を対象とした「飲酒運転根絶宣言」の取組（令和2年7月16日現在で63,909事業所が登録。）を推進している。

また、その取組に付随して、競争入札参加資格審査における加点制度を導入している

本県において登録制度を導入する場合には、登録に関する手続きや支援措置を定めた根拠を策定して運用を図る必要がある。

### ○支援措置の充実

取組の継続化と拡充を図るためには、「飲酒運転根絶宣言企業・店」宛てにメールマガジン等による定期的な情報発信や広報・啓発物の配布、マスメディア・インターネットメディアへの掲載等、具体的な支援措置の充実に向けて、検討する必要がある。

## <福岡県の取組>



※福岡県ホームページ参照

## 具体的対策（案⑤）

### 違反者の勤務先等への違反事実等の通知制度

#### 【目的】

本県の飲酒運転による交通事故の実態を調査した結果、職業別の分布では、幅広い業種に渡って、飲酒運転が敢行されている事実が認められたほか、運転理由に占める「出勤」、「退社」の割合も一定程度認められた。

これらの通勤時の違反を防止するためには、事業所等の協力が必要不可欠であるが、道路交通法に基づく「通知」による事業者（使用者）への注意喚起は業務中によるものに限られることから、飲酒運転根絶に向けた事業所等の更なる取組を促すため、事業所等の従業員が通勤時に飲酒運転違反をした場合の通知制度の導入について検討する必要がある。

#### 【取組の内容】

##### ①通知対象とする行為

通知対象とする行為は、「通勤時」の違反とする。

従業員等が、その事業所等の業務に赴く途上の行為について、安全な運転上の指導監督を受けることは、通勤手当の支給や労働災害補償保険法の適用を受けることなどを踏まえれば、社会通念上、妥当な範囲と考えられる。

##### ②違反事実の通知

従業員の飲酒運転違反について、従業員の勤務先事業所の事業者等に対し、道路交通法の規定（使用者に対する通知）に準じて、「①違反者の住所、氏名、生年月日」、「②飲酒運転違反日時、場所、違反車両」、「③取扱警察署等」を通知し、事業者等における飲酒運転根絶のための指導や取組を促す。

#### 【取組の有効性】

##### ○他県における取組

福岡県では、条例により、同様の取組を推進しており、飲酒運転による交通事故が減少する等の一定の効果が得られている。

##### ○再発防止

通知制度を導入することにより、飲酒運転違反者の勤務先事業所等において、再発防止の取組を促す効果が期待できる。

#### 【取組の課題】

##### ○取組の根拠となる法令の整備

通知制度は、違反行為に係る高度な個人情報の提供であることから、取組の根拠となる法令を整備する必要がある。

##### ○適法性についての検討

道路交通法第108条の34の規定（業務中の違反に限る）を超えて通知範囲を広げるものであるほか、通知による不利益は、解雇等に至ることもあり、

極めて大きいことから、制度の適法性について慎重に検討する必要がある。

**【関係法令等】**

- ・ 道路交通法  
第108条の34（使用者に対する通知）
- ・ 道路交通法施行規則  
第38条の5（使用者に対する通知）…別記様式第22の12（車両等の使用者）、22の13（行政庁）
- ・ 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例  
第16条第2項（事業者の責務等）



## イ 飲食店及び駐車場所所有者等の取組

### 具体的対策（案⑥）

#### 飲食店の取組（公表制度等）

##### 【目的】

本県における飲酒運転による交通事故の実態調査を実施したところ、事故当事者の飲酒先の約4割が飲食店であり、更に、飲酒先飲食店のうちの約5割が飲酒運転防止措置を講じていないことが明らかとなった。

これまで、道路交通法等の改正による飲酒運転の厳罰化により、酒類提供罪等が新設され、酒類を提供する飲食店等に対する取締りを強化してきたところではあるが、法は事後対策という性質上、自ずと限界があり、下げ止まり状態にある飲酒運転を水際で抑止するためには、飲食店が講じるべき取組を明確にし、飲食店による飲酒運転根絶対策について、更なる推進を図る必要がある。

##### 【取組の内容】

###### ①広告物等の掲示

飲食店ごとに、利用客が見やすい場所に、

- ・飲酒運転防止に関する意識の啓発を図るための広告物
- ・飲酒運転をするおそれのある利用客に対して、酒類を提供しない旨の表示

を掲示するように努める。

###### ②利用客の飲酒運転を防止するために必要な措置

飲食店営業者は、利用客に対し、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・利用客に対する交通手段の確認
- ・交通手段が車両であった場合、利用客が講ずる飲酒運転防止措置の確認
- ・利用客の飲酒運転防止措置が確認できない場合の酒類の提供禁止
- ・駐車場の見やすい場所に、広告物を掲示

※「ハンドルキーパー運動（自動車仲間や知人と飲食店等へ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間等を送り届ける。）」を参考とした取組。

※「ハンドルキーパー運動」とは、1995年、ベルギー交通安全研究所が、ベルギー醸造所連盟の協力を得て実施し、欧州圏において広く取り組まれている「ボブ・キャンペーン」をルーツとした取組である。日本では、平成18年（2006年）から、財団法人全日本交通安全協会が主体となって、日本フードサービス協会及び日本自動車連盟との三者共催で推進し、本県においても普及・促進に努めている。

###### ③公表制度

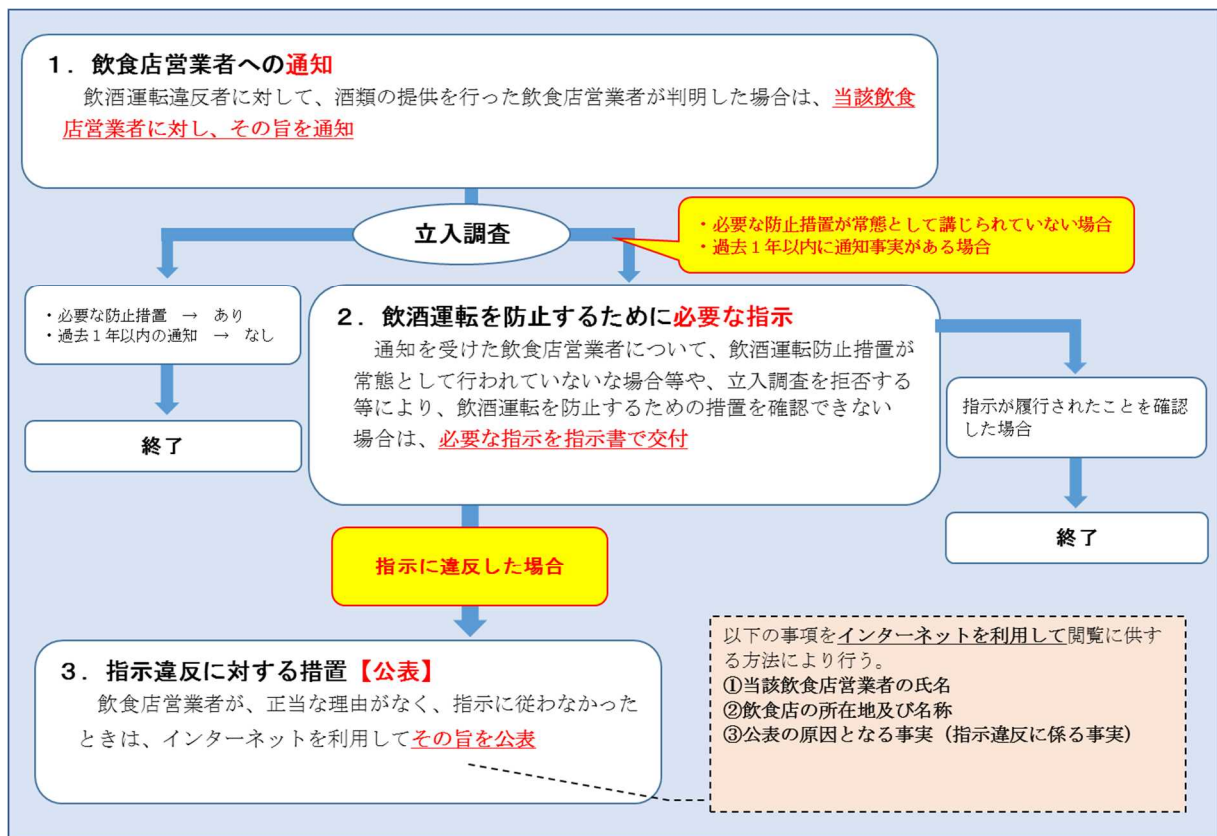
公安委員会は、飲酒運転違反者に酒類を提供した飲食店営業者が判明した場合は、当該飲食店営業者に対し、その旨を通知。

立入調査の結果、必要な飲酒運転防止措置が講じられていない場合や過去1年以内に通知事実がある場合には、公安委員会は、当該飲食店営業者に対し、飲酒運転を防止するために必要な指示を指示書で交付。

指示に違反した場合は、指示違反に対する措置として、インターネットを利用してその旨を公表。

※飲食店営業者への通知時期は、当該飲食店で飲酒した違反者の刑が確定したことを確認した時点である。

### 【担保措置（公表制度）】



### 【取組の有効性】

#### ○飲食店等における飲酒運転根絶環境づくり（公表制度）

想定している公表制度は、飲食店営業者が行政指導（飲酒運転を防止するために必要な指示）に従わない場合に、その氏名や事実等を公表することをいう。

取組が浸透し、正当化されることにより、飲食店側が利用客に対し、声を掛けやすい環境作りが期待できるほか、飲食店が、協力に応じない利用客に対し、酒類の提供を断り易くなる。

また、公表制度を取組の担保措置とすることにより、公表による不利益を回避しようとするため、取組の更なる推進が期待できる。

## 【取組の課題】

### ○公表制度（事前手続きの保障）

公表制度については、それ自体が、不利益処分に該当するものではないが、氏名等を公表される者にとっては、不利益処分と同様の効果を持ち得るため、法令上の根拠を設け、事前手続きを保障する等の配慮が必要となる。

公表の措置については、行政手続上の不利益処分には該当しないことから、行政手続法令に定める弁明等の事前手続は適用されないが、誤って運用された場合には県民に取り返しのつかない損害が発生するなど、実質的に不利益な影響を与える措置となる。

したがって、公表を行う際には、公表をされる者に対し、意見を述べる機会を付与し、手続としての正当性・公平性を保つ必要がある。

### ○公表等の時期（飲食店営業者の負担）

飲食店営業者への通知は、当該飲食店で飲酒した違反者の刑の確定を確認したことが要件となるため、通知までに相当期間を要し、迅速性に欠けることや飲食店営業者にとって過度の負担となることが懸念される。

### ○公表制度以外の担保措置

福岡県及び和歌山県では、公表制度のほか、取組の実効性を担保する措置として、指示書の掲示違反に対する罰則規定（5万円以下の過料）を設けている。

### ○飲酒運転防止措置を促すための方策

飲食店における飲酒運転防止措置を促すため、「飲酒運転根絶宣言店」の取組を併せて推進する必要がある。

### ○取組への理解の見極めと実施時期の判断

取組を推進するためには、飲食店の協力が必要不可欠であること、また、飲食店にとって、現下の新型コロナウイルス感染防止対策への対応が負担となっていることなどに鑑みると、仮に導入するとしても、十分な周知期間を経て、適宜適切な時期に取組を推進することが望ましい。

## 具体的対策（案⑦）

**「飲酒運転根絶宣言店」登録制度** ※「飲酒運転根絶宣言の拡充」再掲載

### 【目的】

県警では、これまで、企業・団体等を対象に、飲酒運転根絶気運の高揚を図ることを目的として飲酒運転根絶宣言の取組を進めているが、飲酒事故当事者の飲酒先に占める飲食店の割合が高いことや利用客に対する飲酒運転防止措置が低調であることを踏まえ、同取組を飲食店にも拡大し、飲食店の利用客に対する飲酒運転防止措置の徹底を図るものである。

### 【取組の内容】

#### ①「飲酒運転根絶宣言店（飲食店）」の登録制度の創設

県警が推進している「飲酒運転根絶宣言」に係る取組について、募集対象を飲食店にも拡大し、取組の目的や内容等を明確化した上で、登録制度を創設する。

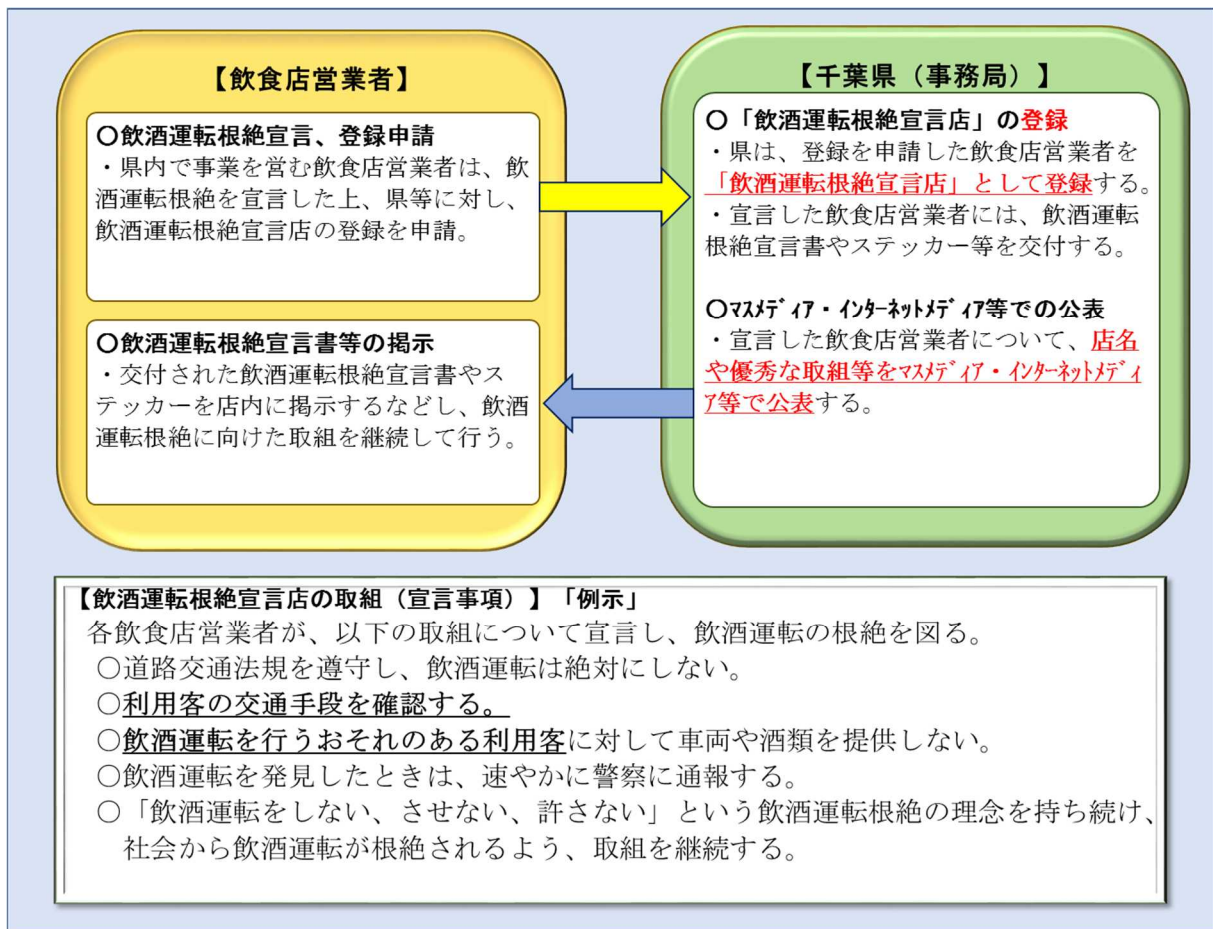
従業員等を対象とした飲酒運転を根絶するための取組（警察への通報、取組の継続等）の徹底に加えて、利用客を対象とした飲酒運転防止措置（利用客の交通手段の確認、飲酒運転を行うおそれのある利用客への酒類提供の禁止等）を徹底する。

#### ②取組を継続するための方策（支援措置）

取組を継続的に支援するため、

- ・宣言店に対しての定期的な情報発信（メールマガジンの配信等）、広報・啓発物の配布
- ・マスメディア・インターネットメディア等での公表（店名、優秀な取組の紹介）等を併行して進める。

## 【取組の概要（イメージ）】



## 【取組の有効性】

### ○飲食店の規範意識の醸成

飲食店が「飲酒運転根絶」を宣言することにより、飲酒運転根絶に向けた取組を主体的に推進することを期待でき、それを通じて、地域社会における飲酒運転根絶意識の醸成を図ることができる。

また、従業員に対する飲酒運転根絶に向けた取組への動機付けになり得る。

### ○飲食店の取組を通じた利用客への抑止効果

宣言をした飲食店等が、店内に宣言書を掲示することや飲酒運転防止措置に係る取組（利用客の交通手段の確認、飲酒運転を行うおそれのある利用客への酒類提供の禁止等）を推進することにより、飲食店の利用客に対する飲酒運転抑止効果が期待できる。

### ○取組の継続・活性化

創設を検討する登録制度では、宣言店等に対する支援措置（定期的な情報提供、広報・啓発物の配布等）を想定しており、県が飲食店等の取組を支援することで、取組の継続・活性化や拡充を図ることが期待できる。

## 【取組の課題】

※具体的対策（案④）「飲酒運転根絶宣言の拡充」に同じ。

## 【参考事項（他県の取組）】

### ・北海道：飲酒運転根絶宣言飲食店等の登録制度

（根拠：登録制度に関する実施要領）

旭川市内において、「飲酒運転をしない、させない、許さない」そして見逃さない！という規範意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進することを目的として、飲酒運転の根絶に関する取組を宣言する飲食店及び酒類販売店等を登録している。

### ・山梨県：飲酒運転根絶モデル事業所・飲食店の認定

（根拠：山梨交通対策推進協議会）

飲酒運転根絶を図るため、モデルとなるような取組を実施している事業所または飲食店を認定し、取組を広く紹介することで、飲酒運転根絶対策の具体的な取組を促進している。

### ・三重県：ハンドルキーパー推進店等の指定

（根拠：条例、三重県飲酒運転0をめざす基本計画）

ハンドルキーパー推進店等の指定については、警察本部、三重県交通安全協会が、飲食店や事業所に対して実施する指定のほか、三重県小売酒販売組合連合会の各地区小売酒販売組合が開催する酒類販売管理研修（法定研修）の受講者（飲食店等）に対して、県の担当部局が行う指定があり、指定の際は、条例に基づく事業所の取組について指導を行って指定している。

### ・大阪府：ハンドルキーパー運動等推進協力店・企業

（根拠：大阪府交通対策協議会）

大阪府の飲酒運転撲滅に向け、「ハンドルキーパー運動」の推進強化を図っており、「ハンドルキーパー運動」を推進する飲食店・企業等を募集している。

### ・岡山県：飲酒運転根絶宣言店の登録制度

（根拠：岡山県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領）

飲酒運転をしない、させない、許さないという県民意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進することを目的として、飲酒運転根絶を宣言する飲食店を登録する事業を実施している。

### ・福岡県：飲酒運転撲滅宣言の店

（根拠：福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例）

福岡県の条例では、事業者及び飲食店営業者は飲酒運転の撲滅を宣言し、その対策に取り組むよう努めることとされている。

## 具体的対策（案⑧）

### 運転代行の利用促進

#### 【目的】

自動車運転代行業は、飲酒運転を根絶するという社会的使命を担っており、飲酒運転根絶に向けた対策を推進する上で必要不可欠な業態である。

運転代行の利用促進が、飲酒運転根絶に結び付くものと考えられることから、更なる利用促進を図るための取組を推進する必要がある。

#### 【取組の内容】

##### ①運転代行事業者と飲食店等との連携強化

運転代行の利用促進を図るため、運転代行事業者、飲食店等との連携を強化し、利用客の利便性向上に向けた取組を推進する。

連携強化の取組としては、配車アプリの活用や飲食店に運転代行事業者の連絡先を掲示してもらうなどの取組が考えられる。

##### ②運転代行の利用促進に向けた広報

県が、全国運転代行協会等の関係機関・団体と連携して、飲酒運転根絶対策の一環として、運転代行の利用促進に係る広報の強化に努める。

具体的な取組として、チラシ・ポスター等を作成し、飲食店等に掲示してもらうとともに、運転代行事業者にはマスメディア・インターネットメディアによる周知努力を要請するなどの取組が考えられる。

#### 【取組の有効性】

##### ○自動車運転代行業の社会的使命

自動車運転代行業は、業態そのものが「飲酒運転根絶」という重要な社会的使命を担っており、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する上で、なくてはならない存在である。

自動車運転代行業の利用促進は、飲酒運転根絶に資するものであり、飲食店等と連携して利用促進に向けた取組を推進する必要がある。

##### ○飲酒運転の未然防止

運転代行事業者と飲食店等が連携し、利用客の利便性向上に向けたサービスを拡充させることにより、車両利用客による飲酒運転を未然に防止することが期待される。

#### 【取組の課題】

##### ○業界の健全化

利用客が安心して運転代行を利用するためには、業界の健全化が必須である。

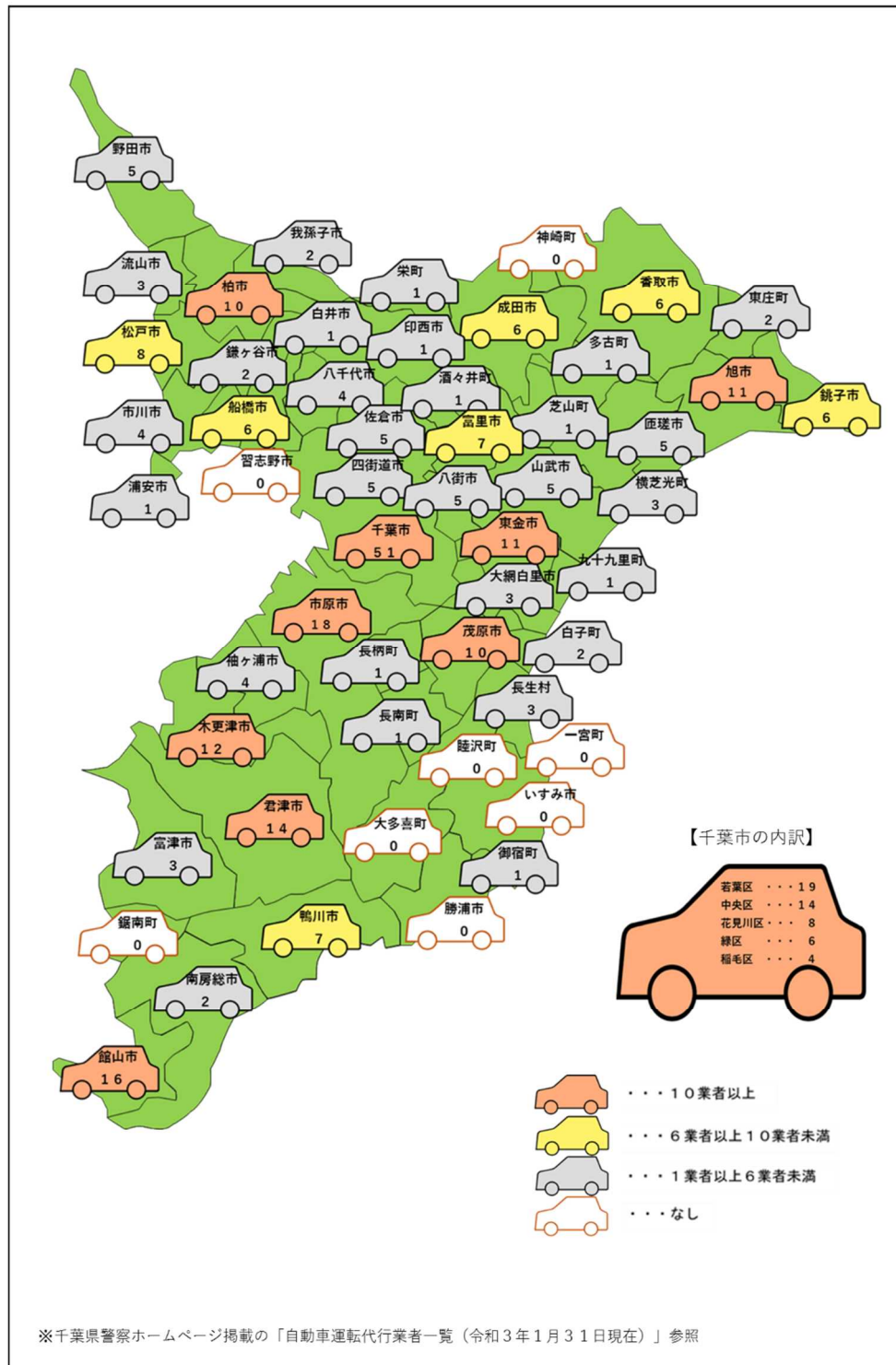
県として、全国運転代行協会等の関係団体と連携し、計画的かつ定期的に集団指導や街頭指導・取締りを徹底して、業界の健全化に努める必要がある。

## ○運転代行業者、飲食店及び県との連携強化

運転代行の利用促進に向けた取組を推進する上では、飲食店組合や全国運転代行協会等の専門的知識と現場経験を有する業界団体と県との連携が必要不可欠であるため、適宜、取組の具体的方法等について検討する必要がある。

### 千葉県における運転代行業者分布図

(令和3年1月31日現在：277業者)





## 具体的対策（案⑨）

### 駐車場管理者対策の推進

#### 【目的】

本県の飲酒運転による交通事故の実態調査結果では、飲酒先や運転開始場所に占める「駐車場」の割合が一定程度認められたことから、飲酒運転を未然に防止する観点から、駐車場管理者等に対し、飲酒運転根絶に向けた取組への協力を求める必要がある。

#### 【取組の内容】

##### ○駐車場管理者等への働き掛け（広報・啓発の強化）

コインパーキング、月極駐車場、スーパー駐車場、コンビニエンスストア駐車場等の管理者等に対し、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発活動への協力を働き掛ける。

具体的な取組としては、駐車所管理者等が、利用者の目につきやすい場所にポスター等の広告物を掲示し、利用者への注意喚起を図るなどの取組が考えられる。

#### 【取組の有効性】

##### ○駐車場利用者等に対する注意喚起

駐車場管理者等が、飲酒運転の防止に関する意識の啓発を図るための広告物等を掲示することにより、運転者が、駐車場に駐車した後に飲食店等で飲酒した際等に、当該運転者が飲酒運転を敢行することを防ぐとともに、その他の利用客に対しても飲酒運転の防止に関する意識を啓発する効果が期待できる。

#### 【取組の課題】

##### ○広告物の内容、掲示方法等の検討

駐車場利用者に対し、効果的な啓発とするため、広告物の具体的内容、掲示方法等について検討する必要がある。

##### ○駐車場管理者等との協力関係の構築

取組を推進するためには、駐車場管理者等との協力関係の構築が不可欠であるため、関係機関等を通じて、働きかける必要がある。

#### 【関係法令】

##### ・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

屋外広告物の定義（法第2条第1項）

「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

### (3) 県民に対する情報発信等

#### ア 県民に対する情報発信

#### 具体的対策（案⑩）

#### 飲酒運転の実態についての情報発信

##### 【目的】

県民を対象とした飲酒運転に関するアンケート調査を実施した結果、飲酒運転の実態が県民に浸透していないことが判明したことから、県民の飲酒運転根絶意識の高揚を図るため、更なる情報発信の必要性が認められた。

県民への情報発信は、県民が飲酒運転の危険性等を正確に認識し、県民に飲酒運転根絶への取組を促すために必要不可欠であることから、これまでの取組を整理した上で、情報発信の方法や機会等を見直し、県が関係機関等と連携して積極的な情報発信に努める必要がある。

##### 【取組の内容】

##### ①分析結果に基づく情報発信

本県の飲酒運転による交通事故の分析結果から、飲酒運転による交通事故当事者の実態（職業別、年代別等の発生実態）や、飲酒先等の実態が明らかとなったことから、飲酒運転の実態に応じ、関係機関等と連携して情報発信の機会等を拡充する。

また、情報発信の方法についても、対象者ごとに効果的な広報媒体を検討した上で様々な機会を活用するなどして、タイムリーな情報発信に努める。

- ・幅広い業種で飲酒運転が横行 → 各事業所等への情報発信  
通勤時の二日酔い運転が一定数認められる
- ・若年層における飲酒運転の割合が高い → 自動車教習所、教育機関等を通じた情報発信
- ・飲酒先として飲食店等の割合が高い → 飲食店等への情報発信

##### ②飲酒運転根絶協議会の活用

本県では、各警察署単位で飲酒運転根絶協議会を設置し、各地域の特性に応じた飲酒運転根絶対策が推進されていることから、飲酒運転根絶協議会を活用して、飲酒運転の実態等について、情報発信に努める。

##### ③県民の取組の共有

行政側等からの一方的な情報発信のみにとどまらず、県民が情報の発信源となる機会（標語コンクール、優秀な取組を紹介する等）を設けることで、地域ぐるみで飲酒運転根絶対策を推進するための契機とする。

##### 【取組の有効性】

##### ○県民の飲酒運転根絶意識の醸成

県民自らが、飲酒運転根絶に向けた取組を推進する上では、本県の飲酒運転に係る危機的な状況への正確な認識が必要不可欠であり、情報発信の方法や機

会を見直し、県が関係機関等と連携して積極的な情報発信に努めることは、県民の飲酒運転根絶意識の醸成に有効である。

#### ○県民の自主的な取組

従来の行政側からのみの情報発信の手法にとらわれず、県民自らが飲酒運転根絶に取り組む機会を創出することで、地域ぐるみで飲酒運転根絶対策を講ずる契機となる。

### 【取組の課題】

#### ○関係機関等との協力関係の構築

情報発信の機会等の拡充を図るためには、関係機関・団体をはじめ、飲酒運転根絶協議会等との協力関係の構築が必要不可欠である。

#### ○情報発信のための体制の整備等

インターネットメディア等による情報発信に係る新たな手法を講ずるためには、体制の整備をはじめ、情報発信すべき情報内容等について整理するなど、実施に向けた具体的な検討が必要である。

## イ 教育及び知識の普及

### 具体的対策（案）⑪

#### 各年代に応じた飲酒運転防止に関する交通安全教育の機会の拡充

##### 【目的】

本県における飲酒運転による交通事故の実態調査により、年齢別の飲酒運転による交通事故の発生状況では、30歳代から50歳代までの発生件数が多く認められた一方、免許保有者当たりの年齢層別では若年層の発生件数が多いことが判明したことから、各年代に応じた交通安全教育の更なる推進に加え、若年層への飲酒運転防止に関する交通安全教育を推進するため、交通安全教育の機会の拡充を図る必要性が認められた。

##### 【取組の内容】

###### ①各年代に応じた交通安全教育の更なる推進

啓発資料や飲酒疑似体験ゴーグル等の資機材を活用し、各年代の特性に応じた飲酒運転の根絶に関する交通安全教育の機会の拡充に努める。

また、アンケート調査の結果では、高齢者世代の周辺者3罪に係る認知度が低かったことなどを踏まえ、高齢者に対する参加・実践型の交通安全教育の充実に努める。

- ・交通安全教育推進員派遣事業の更なる活用
- ・事業所等における交通安全教育の機会の拡充
- ・関係機関等と連携した交通安全キャンペーンの実施等

###### ②若年層を対象とした啓発パンフレット等の作成・活用

若年層に対し、飲酒運転の危険性等を早期に把握してもらうため、年代に応じた啓発パンフレット等を作成し、交通安全教育の機会等に活用する。

特に、高校生や大学生については、運転免許取得可能年齢に達することから、飲酒運転防止に関する啓発資料としての活用を見込む。

##### 【取組の有効性】

###### ○交通安全意識の定着

各年代の特性に応じた交通安全教育の充実に努めることにより、県民の飲酒運転根絶に係る交通安全意識の定着を図ることが期待できる。

###### ○若年層の飲酒運転根絶意識の醸成

発達段階に応じて、飲酒による身体への影響、飲酒運転の悪質性・危険性等について啓発することにより、若年層の飲酒運転根絶に向けた意識の醸成が期待できる。

また、若年層への啓発を通じ、保護者等へも働きかけることにより、家庭における飲酒運転根絶意識の醸成等の波及効果が期待できる。

## 【取組の課題】

### ○啓発内容等の検討

各年代の特性に応じた効果的な啓発内容や交通安全教育の機会等について検討する必要がある。

### ○関係機関等との連携

飲酒運転防止に関する効果的な交通安全教育を推進するためには、千葉県交通安全対策推進委員会等の構成機関・団体や自動車教習所等の関係機関との連携が必要不可欠である。

## 【参考事項】

### ○北海道における取組

北海道では、飲酒による心身への影響、飲酒運転の危険性、飲酒運転が周りに及ぼす影響等の知識を児童、生徒の段階から啓発しており、高い啓発効果を得るため、全道の小・中・高校の1年生を対象として、飲酒運転根絶教育パンフレットを配布するなどの取組を推進している（以下のパンフレットは、高校生対象のもの）。

※北海道環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ参照

#### (4) 体系的な施策の整備

##### ア 飲酒運転根絶協議会のあり方

### 具体的対策(案)⑫

#### 飲酒運転根絶協議会の組織的位置付けの明確化等

##### 【目的】

本県では、飲酒運転根絶に向けた取組として、平成20年度から、各警察署単位で飲酒運転根絶協議会を設立し、それぞれの地域の実情に応じた活動を推進しているが、設立以降、継続的な活動実績が認められない協議会が散見されるほか、情報の共有化が不十分であり、一体的な運用が図られていないなどの課題が認められることから、組織の在り方や運用方法について整理し、改善を図る必要がある。

##### 【取組の内容】

#### ①飲酒運転根絶協議会の設置根拠の明確化

各飲酒運転根絶協議会の活動実績に差異が認められたことの一因として、統一的な設置根拠が設けられていないことが考えられることから、県全体で飲酒運転の根絶に取り組み、協議会の一体的な運用を図るため、条例や要綱等により、飲酒運転根絶協議会の活動目的、運用方法等を規定し、設置根拠を明確にする。

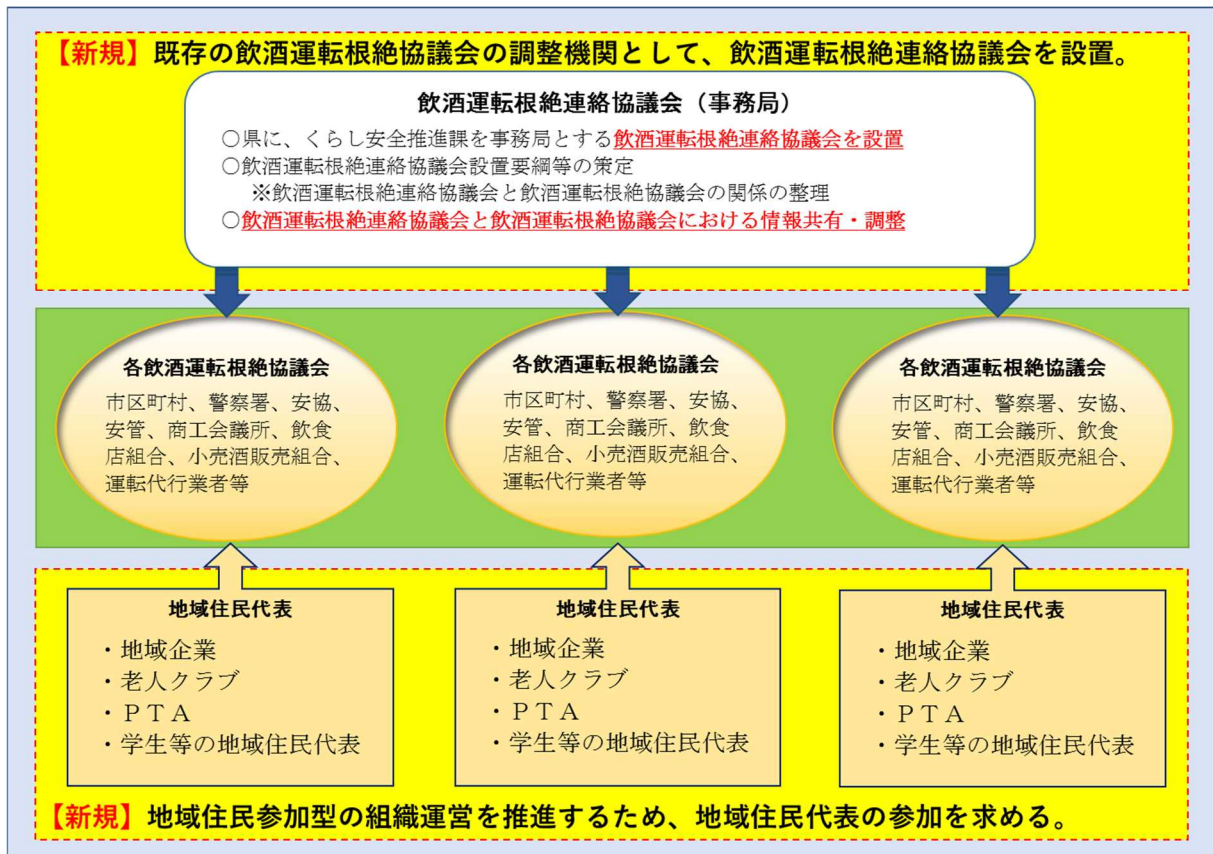
#### ②飲酒運転根絶連絡協議会(事務局)の設置

各飲酒運転根絶協議会の取組や飲酒運転の実態等について情報共有を図り、県が一体的に飲酒運転根絶対策を推進するため、調整機関として、県に飲酒運転根絶連絡協議会(事務局)を設置する。

#### ③地域住民参加型の組織運営の推進

飲酒運転を根絶するためには、県民の飲酒運転根絶意識の醸成を図り、県民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、飲酒運転根絶協議会の構成員として住民代表(地域企業、老人クラブ、PTA等)の参加を求め、住民代表の意見や提案(啓発品のアイデアコンクール等)が反映されるような地域住民参加型の組織運営を推進する。

## 【取組の概要（イメージ）】



## 【取組の有効性】

### ○課題の共有

各飲酒運転根絶協議会を通じて、県民に対し、飲酒運転の実態・危険性や課題等について情報共有がなされることにより、地域の実情に応じた飲酒運転根絶対策の更なる推進が期待できる。

### ○県民の飲酒運転根絶意識の更なる醸成

地域住民参加型の組織運営の推進により、「飲酒運転根絶」が地域に身近な問題として浸透し、より一層、県民の飲酒運転根絶意識の醸成に期待できる。

### ○調整機関の設置

県に調整機関を設置することで、県全体への情報共有の円滑化を図るとともに、飲酒運転根絶協議会の一体的な運用を図ることが可能となる。

## 【取組の課題】

### ○既存制度の整理

県が一体となって飲酒運転根絶対策を推進するため、既存の飲酒運転根絶協議会と飲酒運転根絶連絡協議会との関係を整理する必要がある。

既に設置された飲酒運転根絶協議会では、独自に要綱を策定するなどして、対策を推進している協議会も認められることから、県に飲酒運転根絶連絡協議会を新規に設置する場合は、既存の協議会との関係について、調整を図らな

ればならない。

#### ○地域住民への働き掛け

地域住民参加型の組織運営を推進するため、各飲酒運転根絶協議会に対し、地域住民代表への働き掛けを行ってもらうほか、地域住民からの提案を吸い上げるための制度等について検討する必要がある。

### 【既存の制度の概要】

#### <県における事業>

##### ○飲酒運転根絶環境づくり事業

平成22年度から、飲酒運転の根絶に向け、各地域において設立された「飲酒運転根絶協議会」の活動（飲食店における飲酒運転根絶の掛札掲示、地区の各警察署・安協等による飲酒運転根絶キャンペーン等）を継続的に支援し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会環境づくりを推進。

##### 1. 主な実施内容

飲酒運転根絶モデル地域を指定し、以下の支援を行う。

- ①飲酒運転根絶協議会の設立支援
- ②啓発品の提供等による活動支援

##### 2. 交通安全運動における取組

四季の交通安全運動において飲酒運転の根絶を重点項目に掲げ、「県民だより」や「思いやり交通千葉」等を通じての呼びかけやキャンペーン等を実施。

#### <県警の取組>

##### ○飲酒運転根絶協議会の設立

平成20年から、各警察署単位で飲酒運転根絶協議会を設立。

令和2年度までに県下38警察署管内に設置済み。

##### ○飲酒運転根絶協議会の活性化

飲酒運転根絶を目的とした啓発キャンペーンを実施するなどして、飲酒運転根絶協議会の活性化を図っている。



(5) 具体的対策（案）の方向性

前記の各具体的対策（案）及びその方向性の主な概要は、以下のとおりである。

**第1 制度等の整備を行い推進すべき対策**

- ① 県民からの飲酒運転に関する情報提供を得るための方策  
飲酒運転を行おうとしている者等を把握した場合の警察への通報を促す取組
- ② 飲酒運転根絶宣言の取組の拡充  
事業所等が自ら飲酒運転根絶の取組を推進するための環境づくりの強化
- ③ 運転代行の利用促進  
運転代行の利用促進を図るための取組
- ④ 駐車場管理者対策の推進  
駐車場利用者等に対する注意喚起
- ⑤ 飲酒運転の実態についての情報発信  
飲酒運転の実態に応じた情報発信の機会等の拡充
- ⑥ 各年代に応じた飲酒運転防止に関する交通安全教育の機会の拡充  
各年代に応じた交通安全教育の更なる推進
- ⑦ 飲酒運転根絶協議会の組織的位置付けの明確化等  
設置根拠の明確化及び地域住民参加型の組織運営の推進

**第2 導入に当たり慎重な検討が必要な対策**

- ① アルコール依存症対策  
指定医療機関への受診等の促進（アルコール依存症に関する受診義務）  
※違反者を対象としたアルコール依存症に関する受診義務については、基本的人権との関係に留意する必要がある。
- ② 違反者の勤務先等への違反事実等の通知制度  
事業所等の従業員が通勤時に飲酒運転違反をした場合の通知制度  
※高度な個人情報の提供であり、通知による不利益は、極めて大きいことから、制度の適法性について慎重に検討する必要がある。
- ③ 飲食店の取組（公表制度等）  
飲酒運転を防止するために必要な措置が講じられていない飲食店の公表制度  
※公表制度は、誤って運用された場合には取り返しのつかない損害が発生するなど不利益な影響を与える措置であることから、飲食店の理解をいただきながら、正当性・公平性を保った制度を構築する必要がある。

**第3 国等との連携が必要な対策**

- アルコール・インターロック装置の普及に向けた広報・啓発等の取組  
※技術的課題や費用負担等の課題のほか、普及に当たっては、法令による実効性の担保が必要である。

## 8 専門部会における検討結果（まとめ）

本県の飲酒運転による交通事故の発生実態に係る分析結果、アンケート調査の実施結果や現に講じている対策等を踏まえ、現状における課題を整理した上で、前記7「具体的対策（案）」の方向性について検討した結果は、以下のとおりである。

- これまで、官民一体となって、飲酒運転の根絶に向けた対策を推進したところであるが、未だ飲酒運転の根絶に至っておらず、行政主導による対策の限界が認められる。

本県が、長年に渡り、飲酒運転による交通事故の発生件数が、全国ワースト上位で推移している状況や、事故当事者の飲酒先に占める飲食店の割合が大きいことなどを踏まえれば、飲酒運転の背景には、運転者本人はもちろん、その周囲にも「少しくらい大丈夫だろう」といった甘い認識が垣間見られるほか、飲食店関係者等の第三者にとってもトラブルを懸念して、注意しにくい雰囲気につながっているものと考えざるを得ない。

本県が飲酒事故多発県となっている状況を脱却し、悪質・危険な飲酒運転による犠牲者をなくすためには、県民一人ひとりの飲酒運転根絶に関する意識の高揚を図るとともに、広く県民に対し、飲酒運転の根絶に向けた自発的な行動を促すことが必要不可欠であるとの結論に達した。

- 本専門部会では、本県の飲酒運転による交通事故の発生実態の分析結果、県民の飲酒運転に関する意識調査や現に本県で講じている飲酒運転根絶対策を踏まえ、課題を整理し、他県の取組等を参考としつつ、各課題を解決するための有効な対策や取組等について検討した。

検討したそれぞれの対策等は、飲酒運転の根絶に関し、県民それぞれの立場から自発的な行動を促すことを目的とするものであり、現に本県で講じている飲酒運転根絶協議会の取組を継続・発展させることなどのほか、他県が講じている先進的な取組として、飲食店の飲酒運転防止措置を促す「公表制度」や、事業所における再発防止を促す「通知制度」等の県民の権利・義務に係る取組にまで幅広く議論の対象とした。

県は、それぞれの対策等の検討結果を踏まえ、県、県民、事業者等が一体となって、飲酒運転根絶に関する各種対策を総合的かつ計画的に推進して県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、既存の取組を継続・発展させることに加え、新たな対策について検討する必要がある。

他県においては、県民の意識改革や自主的な取組を促すための手法として、条例を制定し、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進している自治体が認められることから、条例制定県における政策的な抑止効果を参考としつつ、その有効性、必要性、課題について整理し、本県で講じるべき対策について検討する必要がある。

- なお、県は、時勢に応じた対策を推進する観点から、一定期間ごとに対策の効果を検証する機会を設け、その都度、必要な見直しを行うこと。

## 9 有識者意見

○千葉大学名誉教授 鈴木春男氏

「地域ぐるみ」の飲酒運転根絶活動の必要性

飲酒運転事故の根絶に関しては、法による厳罰化の方向性が打ち出され、確かに一定の成果をあげてきたが、八街市での痛ましい事故に見られるように、それだけでは限界がある。県民一人ひとりが、飲酒運転をすることが重大事故を起こす結果になるということを自分のこととして自覚してもらうような「動機づけ施策」が必要である。そのためには、飲酒運転の根絶を「地域ぐるみで進める」ということが有効だと思われる。

自分が居住する土地への愛着心は誰もが持っているし、安全な町に住みたいという気持は強い。要は、そうした気持を自ら具体的な行動として実行してもらえるような人をどのようにして作っていくかということである。とかく面倒くさがり屋で、受け身になりがちな人を、積極的に行動してもらえるような人に変容させるためには、参加し、体験し、実践していく場を提供することが必要なのである。

そうした中で、県内各地に既に存在する「飲酒運転根絶協議会」は地域住民参加の場として重要な意味をもっており、それをどのようにして充実させていくかが重要な課題になると思われる。それには地域の主だったグループの代表、例えば老人会、PTA、交通安全母の会などボランティア団体、地域企業、飲食店、高校生や大学生などに「飲酒運転根絶協議会」に参加してもらい、そこが窓口になって、飲酒運転を根絶するためには何が欠けており、何が対策として必要かを、地域住民から提案してもらうことが必要である。また、それを材料に協議会で検討し、地域の行政にも反映させていくことが必要である。

さらに重要なことは、各地域にある飲酒運転根絶協議会がバラバラに活動するのではなく、お互いが集まって議論したり、好事例の発表をする場も県全体として確保して欲しい。さらに言えば、「飲酒運転根絶協議会だより」などが発行され、各地の協議会の横の連絡網ができると一層の効果を発揮するのではないかと考える。

千葉県は飲酒運転のワースト上位に位置するという残念なデータはしばしば紹介されるわけだが、それは逆に言えば改善の余地がそれだけ沢山あるということであり、「あの千葉県が、こんなにすばらしい成果をあげた」と全国で称賛されるような事態になることをおおいに期待するところである。

まず令和3年6月28日に発生した飲酒運転にかかる痛ましい交通事故の犠牲者に哀悼の意を表します。幾度となく繰り返される悲劇を再び目の当たりにしたことで、交通社会を構成する全ての大人にこのような犠牲者を二度と出さない責任があることを改めて思い知らなければなりません。飲酒運転の直接的な責任はドライバーに帰属しますが、その根絶に向けて個人の責任感に依存する考え方はすでに限界を示していることから、ドライバーが飲酒運転の凶悪性に思いを致すための具体的な対策が必要です。本報告は、一般的に言われる交通対策における4E(Education, Engineering, Enforcement, Environment)を網羅しており、産官をあげて全ての県民が飲酒運転の根絶に向けて行動を起こす必要性を強く示しています。特に全世代への周知と企業との連携は、可及的速やかに実施されるべき課題と考えます。

飲酒運転は犯罪です。犯罪を犯した者も、犯罪を許した者も許さないことは法律で明文化されていますが、残念ながらその認識が県全体で不十分であることが明らかです。結果として飲酒運転の凶悪性に対する認識が薄く、危機感が十分共有されていません。県の危機的状況を共有するためには、昨今のメディア視聴傾向の変遷を踏まえ、県民の視野に入る方法を検討し、継続的に周知を図る必要があります。インターネットメディアの一般化により情報発信に係るコストは従来よりも低くなったことから、新規メディアへの展開によってこれまで以上の費用対効果が期待されると考えます。

また多くの県民が就労している企業の協力が飲酒運転の根絶に不可欠です。すでにほぼ全ての企業は法令を遵守し、犯罪に対して毅然とした姿勢を示していますが、産業を構成する一人一人の行動に及ばない結果として飲酒運転が発生しています。万が一飲酒運転を犯した者があれば、社会は、自動車利用を業とする企業や飲食店に限らず全ての企業を対象に、飲酒運転者を雇用した責任を厳しく追及します。昨今のインターネットメディアの一般化により社会の糾弾は一瀉千里であり、苛烈を極めます。飲酒運転にかかる極めて危険な経営リスクを回避するために企業の協力を得ることは、県民の行動変容に対する企業の潜在能力を発揮させると考えます。

このような課題解決に向けた対策による行動変容が一時的なものにとどまると、やがてその効果は薄れることから、対策の継続的な運用を促す仕組みが必要です。飲酒運転に起因する幾多の悲劇を繰り返さないために県民の皆様の英知を結集し、今後も継続的に検討を重ねてゆくことで、飲酒運転が根絶されることを心より願い、小職の意見といたします。

**【参考1】 現行法令による飲酒運転に係る規制等**

○道路交通法

禁止行為	違反者に対する罰則
飲酒運転 <b>法第65条第1項</b>	酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両提供 <b>法第65条第2項</b>	同上
酒類提供 <b>法第65条第3項</b>	酒酔い運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒気帯び運転：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
車両同乗 <b>法第65条第4項</b>	同上
飲酒検知拒否 <b>法第67条第3項</b>	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反行為の下命・容認 <b>法第75条第1項</b>	使用者等：飲酒運転に同じ。 法人等両罰：100万円以下の罰金

※その他の規定

- ・免許の拒否等（「アルコールの中毒者」に対する免許の拒否等）  
**法第90条第1項第2号**
- ・免許の取消し、停止等（「アルコールの中毒者」に対する免許の取消し、停止等）  
**法第103条第1項第3号**
- ・臨時適性検査等  
**法第102条第4項**
- ・医師の届出  
**法第101条の6**
- ・使用者に対する通知  
**法第108条の34**

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

禁止行為	行為者に対する罰則
危険運転致死傷 <b>法第2条第1号</b>	【アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為】 死亡：1年以上の有期懲役 負傷：15年以下の懲役
危険運転致死傷 <b>法第3条第1項</b>	【アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じる状態で、車両を運転し、よって、…正常な運転が困難な状態に陥り】 死亡：15年以下の懲役 負傷：12年以下の懲役
過失運転致死傷アルコール等 影響発覚免脱 <b>法第4条</b>	12年以下の懲役
過失運転致死傷 <b>法第5条</b>	7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

○交通安全対策基本法

- ・都道府県交通安全計画等

**法第25条**

○アルコール健康障害対策基本法

- ・都道府県アルコール健康障害対策推進計画

**法第14条**

- ・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

**法第19条**

## 【参考2】 飲酒運転厳罰化の経緯

法律	法改正・施行年月日	改正内容等	備考
道路交通法	昭和35年12月20日 道路交通法施行	◎罰則：酒酔い運転のみ罰則対象 <b>6月以下の懲役または5万円以下の罰金</b>	
〃	昭和39年9月1日	◎罰則強化：懲役刑の厳罰化 <b>1年以下の懲役</b> または5万円以下の罰金	
〃	昭和44年10月1日	◎ <b>酒酔い運転に行政処分点数を付加 9点</b> ◎ <b>酒気帯び運転の新設と行政処分の付加 6点</b> 政令数値：呼気中0.25mg/l以上、血液中0.5mg/ml以上	
〃	昭和45年8月20日	◎罰則強化：酒酔い運転の厳罰化 <b>2年以下の懲役</b> または5万円以下の罰金 行政処分点数の強化 <b>12点</b> ◎罰則付加：酒気帯び運転に罰則を付加 <b>3月以下の懲役または3万円以下の罰金</b> ◎ <b>飲酒検知拒否罪の新設</b> <b>5万円以下の罰金</b>	
〃	昭和53年12月1日	◎酒酔い運転の行政処分点数を強化 <b>15点</b>	
〃	昭和62年4月1日	◎罰則強化：酒酔い運転、酒気帯び運転の罰金刑を強化 ・酒酔い運転 2年以下の懲役または <b>10万円以下の罰金</b> ・酒気帯び運転 3月以下の懲役または <b>5万円以下の罰金</b>	
刑法	平成13年12月25日	◎ <b>危険運転致死傷罪の新設</b>	H11.11.28 東名高速道路飲酒事故
道路交通法	平成14年6月1日	◎罰則強化：酒酔い運転、酒気帯び運転の罰則強化 ・酒酔い運転 <b>3年以下の懲役</b> または <b>50万円以下の罰金</b> 行政処分 <b>25点</b> ・酒気帯び運転 <b>1年以下の懲役</b> または <b>30万円以下の罰金</b> ※政令数値の引き下げ 呼気中0.25mg/l以上、血液中0.5mg/ml以上 行政処分 <b>13点</b> <b>呼気中0.15mg/l以上、血液中0.3mg/ml以上</b> 行政処分6点	
〃	平成16年11月1日	◎罰則強化：飲酒検知拒否罪の罰則強化 <b>30万円以下の罰金</b>	
〃	平成19年9月19日	◎罰則強化：酒酔い運転、酒気帯び運転、飲酒検知拒否罪の罰則強化 ・酒酔い運転 <b>5年以下の懲役</b> または <b>100万円以下の罰金</b> ・酒気帯び運転 <b>3年以下の懲役</b> または <b>50万円以下の罰金</b> ・飲酒検知拒否罪 <b>3月以下の懲役</b> または <b>50万円以下の罰金</b> ◎ <b>飲酒周辺者3罪の新設</b> ・車両提供罪（酒酔い） <b>5年以下の懲役</b> または <b>100万円以下の罰金</b> （酒気帯び） <b>3年以下の懲役</b> または <b>50万円以下の罰金</b> ・酒類提供罪（酒酔い） <b>3年以下の懲役</b> または <b>50万円以下の罰金</b> （酒気帯び） <b>2年以下の懲役</b> または <b>30万円以下の罰金</b> ・同乗罪（酒酔い） <b>3年以下の懲役</b> または <b>50万円以下の罰金</b> （酒気帯び） <b>2年以下の懲役</b> または <b>30万円以下の罰金</b>	H18.8.25 福岡県福岡市（中道大橋） 飲酒事故
〃	平成21年6月1日	◎行政処分点数の強化 ・酒酔い運転 行政処分 <b>35点</b> ・酒気帯び運転 呼気中0.25mg/l以上、血液中0.5mg/ml以上 行政処分 <b>25点</b> 呼気中0.15mg/l以上、血液中0.3mg/ml以上 行政処分 <b>13点</b>	
貨物自動車運送事業 輸送安全規則	平成23年5月1日	◎事業用自動車の点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化	
自動車運転死傷行為処罰法	平成26年5月20日 自動車運転死傷行為処罰法施行	◎危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大 ◎ <b>過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設 12年以下の懲役</b>	



### 【参考3】 他県における飲酒運転根絶条例の制定状況

	都道府県	条例名	施行日	立法事実	
1	大分県	大分県飲酒運転根絶に関する条例	平成19年7月31日	福岡県で平成18年8月に発生した、海の中道大橋での飲酒運転事故を受け、条例制定の気運が高まった。	他県の事故
2	宮城県	宮城県飲酒運転根絶に関する条例	平成20年1月1日	平成17年5月に多賀城市内で発生した、学校行事に参加中の高校生の列に飲酒運転車両が衝突した事故(3人死亡、15人重軽傷)を受け、条例制定の気運が高まった。	反響の大きい事故
3	山形県	山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例	平成20年3月21日	平成19年5月に、当時の県議会議員が飲酒運転で検挙され、県議会は同議員の辞職勧告決議に加え、飲酒運転撲滅条例の制定に向け検討を開始した。	議員による飲酒運転
4	沖縄県	沖縄県飲酒運転根絶条例	平成21年10月1日	飲酒運転による交通事故の比率が、H7～H19まで18年連続、死亡事故の比率は、H7～H19まで13年連続ワースト1位が続き、飲酒運転の厳罰化後も改善されず、条例制定の気運が高まった。	飲酒事故等ワースト
5	福岡県	福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例	平成24年4月1日	平成18年8月に福岡市内で発生した、海の中道大橋での飲酒運転事故(3人死亡)により、法令による厳罰化が進み、取締り強化が図られたものの、平成22年に飲酒事故件数が全国最多となり、更に平成23年2月、高校生2人が犠牲となる飲酒運転事故を受け、条例制定の気運が高まった。	反響の大きい事故等
6	岡山県	岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例	平成25年3月22日	福岡県での条例制定を受け、県での制定の気運が高まった。	他県の制定
7	三重県	三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例	平成25年7月1日	福岡県での条例制定を受け、県での制定の気運が高まった。	他県の制定
8	北海道	北海道飲酒運転の根絶に関する条例	平成27年12月1日	平成26年7月に小樽市内で発生した、女性4人が飲酒運転の車両にひき逃げされた事故(3人死亡、1人重傷)を受け、条例制定の気運が高まった。	反響の大きい事故
9	和歌山	和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例	平成31年4月1日	平成29年の死亡事故に占める飲酒運転の割合が全国ワースト1位となり、平成30年も飲酒に起因する交通事故件数の減少が見られないなどの状況から知事部局に働き掛けた。	飲酒事故等ワースト

飲酒運転 **NO!**